

○江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯における養育に係る経済的負担を軽減するため、小中学校等に通う児童又は生徒の保護者等に対し交付する江南市小中学校等昼食費支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校等 江南市立学校設置条例（昭和39年条例第3号）第2条に規定する学校、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する私立の義務教育諸学校及び不登校の児童又は生徒が学校の代わりに通う民間の施設をいう。
- (2) 昼食費 小中学校等における学校給食（これに相当するものを含む。以下同じ。）に代わる昼食に係る経費をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) 対象児童等 令和7年4月1日から令和7年4月30日までの期間を通じて、江南市内に住所を有し、小中学校等に通う児童又は生徒であつて、当該小中学校等において、江南市立学校給食センターから学校給食の提供を受けていない者又は学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要綱（平成30年3月14日施行）第4条第3項に規定する学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、対象児童等の保護者等とする。

(支援内容)

第4条 支援金の額は、次に掲げる対象児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校給食の提供を受けていない小学生 1人につき3,840円
- (2) 学校給食の提供を受けていない中学生 1人につき4,200円
- (3) 飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている者 1人につき816円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、江南市小中学校等昼食費支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条の支援金の申請期限は、令和7年7月31日までとする。

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、江南市小中学校等昼食費支援金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、江南市小中学校等昼食費支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による支援金の交付を決定した日から30日以内に、口座振込の方法により支援金を交付するものとする。ただし、申請者からの申出のあった場合その他の事情により口座振込の方法により難しい場合は、別の方法により交付することができる。

（支援金の決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、第7条の規定による支援金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に交付した支援金がある場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

（2）その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

（調査）

第10条 市長は、第7条に規定する申請内容の審査において疑義が生じたときは、当該申請内容に係る書類の調査、現地確認等を行うことができる。

2 第5条の規定による申請を行った者は、前項に規定する調査、現地確認等に協力しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

江南市小中学校等昼食費支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

江南市長 様

保護者 住 所

(申請者) 氏 名

(対象者児童等との続柄:)

電話番号

江南市小中学校等昼食費支援金の交付を受けたいので、江南市小中学校等昼食費支援金交付要綱第 5 条の規定により次のとおり申請します。また、江南市小中学校等昼食費支援金の認定及び支給等に当たり、申請者及び世帯員の住民基本台帳情報を閲覧し、必要な情報を確認すること及び対象児童等の就学状況を確認するため、在籍する小中学校等から資料や情報を収集することに同意します。

対象児童等	氏名		生年月日
			年 月 日
	学校名等		年 組
	該当事由 ☒ をお願いします。	☐ 国・県・私立小中学校在学 ☐ 江南市立小中学校在学で学校給食の提供を受けていない ☐ 飲用牛乳の提供停止及び減額決定を受けている ☐ その他 ()	
学校証明欄	上記の者は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日の間、上記の事由に該当するとともに、本校の児童又は生徒であることを証明します。 年 月 日 学校名 学校長 印		

支援金の支払いについては、下記の口座振替を希望します。

金融機関名	銀 行 本 店 信用金庫 農 協 支 店						
預金の種類	普通 ・ 当座 (該当する種類に○をつけてください。)						
口 座 番 号							
フリガナ							
口 座 名 義							

※保護者等（申請者）名義の口座を記入してください。
※金融機関・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）は必ず通帳等を確認して正確に記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

江南市小中学校等昼食費支援金交付決定通知書

第 号

様

江南市長 澤田 和延 印

年 月 日付けで交付申請がありました江南市小中学校等昼食費支援金について、次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

対象児童等の氏名	
交 付 決 定 額	
備 考	

様式第 3 号（第 7 条関係）

江南市小中学校等昼食費支援金不交付決定通知書

第 号

様

江南市長 澤田 和延 印

年 月 日付けで交付申請がありました江南市小中学校等昼食費支援金について、下記の理由により不交付とします。

記

（不交付理由）